

自転車防犯登録のポイント

NO. 5

防犯登録の抹消

新車の販売時に、お客様から旧自転車の処分を依頼されるケースが多いと思いますが、先般広島県警から、防犯登録の抹消について、

◎ 防犯登録の登録名と抹消カードの所有者名が異なっており、抹消できないケースが多い。

との指摘がありました。

次のような場合は、抹消できませんので、注意してください。

- ① 結婚等の理由で、氏名を変更したが、現姓の名前で抹消申請した場合
- ② 家族の名前で登録していたが、家族の別の名前で抹消申請した場合
- ③ 他人から譲り受けた自転車を現所有者の名前で抹消申請した場合

★ 抹消カードの記載例

自転車防犯登録(異動・抹消)申請書

資料区分		異動登録	抹消登録
		3	⑤
防犯登録番号		いー○○○○○○	
所有者	住所	広島市中区八丁堀12-15	
	フリガナ	ヤマダ	タロウ
	氏名	山田	太郎
	電話番号		
車体番号		○○○○○○	

→ この登録番号の登録者名と車体番号

登録者名

車体番号

一致していることが必要

一致していることが必要

自転車の処分を依頼された場合、あるいは買取の場合は、自転車の登録を抹消する必要がありますが、次の手順で抹消してください。

- 防犯登録証の控え(甲カード)を所持している場合
所有者欄の氏名は、甲カードに記載の氏名をそのまま、正しく転記してください。
- 防犯登録証の控え(甲カード)を所持していない場合
 - ・ 貴店で販売した自転車
貴店で保管中の丙カード、又は受払簿に記載の登録者氏名を正しく、転記してください
 - ・ 他店で販売された自転車
上記①②の場合は、「氏名の変更はないか。」「家族の名前で登録されていないか。」という点について、お客様から、よく聞き取って、抹消カードを作成してください。
上記③の場合は、前所有者が警察署等で抹消手続きを取るよう教示してください。

取扱方法がわからない場合は防犯連合会(082-221-0642)にご連絡ください。

公益社団法人 広島県防犯連合会